新

構造改革特別区域計画

1 **構造改革特別区域計画の作成主体の名称** 広島県山県郡北広島町

2 構造改革特別区域の名称

北広島やまなみ 果実酒・どぶろく特区

(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、江の川の源流に位置し、豊かな緑と水、多様な地形・生態系を有する自然が息づき、特色ある歴史や生活文化がはぐくまれている。新町建設計画における本町の将来像は「源流域の自然と田園文化が息づく『やまなみ中央タウン』」であり、まちづくり(豊かさづくり)の展開方向を示す基本方針として、「魅力、つながり、やさしさ、元気」の4つのキーワードを設定し、まちづくり全体を包含する目標を掲げ、その具体化に向けて取り組んでいる。

また、本町は、古くから米作りの盛んな地域であり、昼夜の

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県山県郡北広島町
- 2 構造改革特別区域の名称

北広島やまなみ どぶろく特区

(略)

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、江の川の源流に位置し、豊かな緑と水、多様な地形・生態系を有する自然が息づき、特色ある歴史や生活文化がはぐくまれている。新町建設計画における本町の将来像は「源流域の自然と田園文化が息づく『やまなみ中央タウン』」であり、まちづくり(豊かさづくり)の展開方向を示す基本方針として、「魅力、つながり、やさしさ、元気」の4つのキーワードを設定し、まちづくり全体を包含する目標を掲げ、その具体化に向けて取り組んでいる。

また、本町は、古くから米作りの盛んな地域であり、昼夜の

寒暖の差が大きいため良質な米がとれる産地でもある。造酒屋が町内に4箇所あり、古くから「良質な水=米=酒」の酒文化が根付いている地域である。また、涼冷な気候を生かした果実生産も盛んで、ユズ・リンゴ・ブルーベリー・ヤマブドウ・ブドウの生産が行われている。本件規制の特例措置を活用することにより、これら果実の生産意欲が高まり、積極的な遊休農地の解消が期待され、農業振興の活性化を図ることができる。さらに、果実酒を町内6ヶ所の温泉や、産直市などで販売することにより、交流人口の拡大や、地域農産物の利用拡大が期待できる。また、地域の農産物と合せた濁酒、果実酒メニューの提供や、新たな特産品の開発などを行い、温泉やスキー場の密集する地域での農家民宿や宿泊施設等で、濁酒や果実酒を囲み地域料理などの「もてなし」を提供し、リラクゼーションの場としての滞在型観光の充実を図る。

他にも、積雪地帯の特性を活かした、「スノーフェスティバル」、江の川源流域の特色を活かした「ホタル祭り」や「そうめん流し」、そばを利用した「そば打ち大会」「そばまつり」、国の無形文化財に指定されている「花田植え」、<u>伝統芸能である「神楽」、果実酒を主体としたイベントなど、伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流を図る。</u>

また、都市部と隣接している利点を活かし、グリーンツーリズム、休耕田を利用した既存市民農園(貸し農園)有効活用、<u>果</u>実園のオーナー制度、環境・農業の推進など、地域を活かした

寒暖の差が大きいため良質な米がとれる産地でもある。造酒屋が町内に4箇所あり、古くから「良質な水=米=酒」の酒文化が根付いている地域である。このような特性を踏まえ、地域の農産物と合せた濁酒メニューの提供や新たな特産品の開発などを行い、スキー場の密集する地域での農家民宿や宿泊施設等で、濁酒を囲み地域料理などの「もてなし」を提供し、リラクゼーションの場としての滞在型観光の充実を図る。

他にも、積雪地帯の特性を活かした、「スノーフェスティバル」、江の川源流域の特色を活かした「ホタル祭り」や「そうめん流し」、そばを利用した「そば打ち大会」「そばまつり」、国の無形文化財に指定されている「花田植え」、神楽大会など、伝統文化と地域イベントのタイアップにより都市部との交流を図る。

また、都市部と隣接している利点を活かし、グリーンツーリズム、休耕田を利用した既存市民農園(貸し農園)有効活用、環境・農業の推進など、地域を活かした体験型農業を展開し、地域振興につなげる。

体験型農業を展開し、地域振興につなげる。

6 構造改革特別区域計画の目標

地域の特性を活用した様々なイベントにより、都市部から人を呼び込むとともに、少しでも長く町内にとどまって頂けるよう特例措置を活用した<u>濁酒及び果実酒の製造事業</u>により滞在型観光の充実を図る。このような取り組みを通じて、都市部との交流を拡大することで、あらたな観光産業が芽生えることも期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経 済的社会的効果

(1) 入り込み観光客数等の増加

<u>濁酒及び果実酒の製造事業</u>や様々なイベントとのタイアップにより、入り込み観光客の増加を図る。

項目	H19年(実績)	H21年	H26年	H31年
入り込み	0 050 000	0 222 000	9 699 000	3,066,000人
観光客数	2, 252, 000	2, 323, 000	2, 628, 000	3,000,000/
町内宿泊	247, 000	254, 000	286, 000	332,000人
者数				

6 構造改革特別区域計画の目標

地域の特性を活用した様々なイベントにより、都市部から人を呼び込むとともに、少しでも長く町内にとどまって頂けるよう特例措置を活用した<u>濁酒の提供事業等</u>により滞在型観光の充実を図る。このような取り組みを通じて、都市部との交流を拡大することで、あらたな観光産業が芽生えることも期待できる。また、市民貸付農園など体験型の農業も取り込むことで、停滞する農業の活性化を図り、本町の将来像である「源流域の自然と田園文化が息づく『やまなみ中央タウン』」を実現する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(2) 入り込み観光客数等の増加

<u>濁酒の製造事業</u>や様々なイベントとのタイアップにより、入り込み観光客の増加を図る。

項目	1年後	<u>5年後</u>	10年後
入り込み観 光客数	2, 469, 000	2,700,000	2,900,000人
町内宿泊者 数	<u>272, 000</u>	<u>294, 000</u>	319,000人

(2) 市民貸付農園

体験型農業施設として、既存市民貸付農園の有効活用に取り組む。

項目	H19年(実 績)	H21年	H 2 6 年	H31年
入り込み観 光客数	2, 820	2, 900	3, 500	4,000人
町内宿泊者 数	260	320	390	450人

(3)特定酒類生産量・事業者数

滞在型観光の充実のため、特定酒類事業参入者等への支援を 行う。

項目	H19年(実 績)	H 2 1 年	H 2 6 年	H31年
特定酒類(濁酒) 生産量	130リット	300リット	3キロリッ トル	6 キロリッ トル
製造者数	2者	2者	3者	5者
特定酒類(果実酒)	-	100 リット	200 キロリ ットル	400 キロリ ットル

(略)

(3) 濁酒生産量・事業者数

滞在型観光の充実のため、濁酒事業参入者等への支援を行 う。

項目	1年後	5年後	10年後
濁酒生産量	300リットル	<u>500リットル</u>	1,000リットル
製造者数	2者	3者	5 者

生産量				
製造者数	-	1者	1者	2者

(4) 果実酒生産量・事業者数

地域農産物の利用拡大のため、果実酒事業参入者等への支援を行う。

項目	H21年	H 2 6 年	H31年
果実酒生産量	2キロリット	3キロリット	5キロリット
未关伯生產里	ル	ル	ル
製造者数	1者	1者	2者

8 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業709特産酒類の製造事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(略)

(略)

⑥ なるたきワインフェスタ(仮称)

交雑新品種・赤ワイン用ぶどう"ヤマ・ソービニオン"を 平成17年から栽培しており、3年目となる本年は本格的な 収穫期となる。遊休農用地を活用し、現在20アールを新た に作付け中であり、30アールへ圃場を増やしていく予定で ある。

その年の初ワイン出しは、ワインフェスタとして町内外からの集客が望める。

(5) 酒類製造免許取得支援

特定酒類及び特産酒類の製造免許を取得するために必要な技術研修、免許取得、施設整備に要する経費等について支援する。(北広島町特産品開発推進協議会)

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(5) <u>濁酒製造免許取得支援</u>

特定農業者の濁酒製造の免許を取得するために必要な技術研修、免許取得、施設整備に要する経費等について支援する。(北広島町特産品開発推進協議会)

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業 (旅館、民宿、料理飲食店など)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- (1)事業に関与する主体上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2) 事業が行われる区域 広島県山県郡北広島町の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4)事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化 を図るため特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業 (旅館、民宿、料理飲食店など)を併せて営む農業者で、自ら 生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ持つ農業者で、自ら生産した米を原料とし濁酒を製造し、提供・販売する。この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6kl)の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを併

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造する場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、特定酒類を提供することが可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待され、特定酒類製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠である。

なお、<u>特定酒類</u>の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に町では無免許製造の防止等、<u>特定農業者が</u>酒 税法上の規定に違反しないよう広報等にて指導、監督を行って いく。 せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する 場合において、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない ものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、<u>濁酒</u>を提供することが可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待され、<u>濁酒製造</u>への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠である。

なお、<u>濁酒</u>の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、 酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等 を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、定期的に町では無免許製造の防止等、<u>その他の</u>酒税法 上の規定に違反しないよう広報等にて指導、監督を行っていく。 (別紙)

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物 (ヤマブドウ、ブドウ、ブルーベリー、リンゴ、ユズ) <u>を原料とした</u> 果実酒 (特産酒類) を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

- (1)事業に関与する主体 上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
- (2)事業が行われる区域 広島県山県郡北広島町の全域
- (3) 事業の実施期間 上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降
- (4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒(特 産酒類)の提供・販売を通じて地域の活性化を図る為に特産

酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本 町が指定する地域の特産物である「ヤマブドウ」、「ブドウ」、 「ブルーベリー」、「リンゴ」、「ユズ」を原料とした果実酒 (特産酒類)を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係 る最低製造数量基準(6キロリットル)が2キロリットルに引 き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが 可能となる。

特産酒類をイベントや酒販売の可能な産直市で販売することにより、交流人口の拡大や地域農産物の利用拡大に資することができる。また、特産酒類を製造することにより、遊休農地の有効活用による農地の保全、減農薬果実生産への取組み等、農村地域に根ざした自発的な取組による地域の活性化を図ることができる。これらのことから、本町には当該特区の適用が不可欠である。

なお、特産酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。 また、定期的に町では無免許製造の防止等、製造者が酒税法上の規定に違反しないよう広報等にて指導、監督を行っていく。